

令和 7 年度

第 1 回 中津川市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 7 年 5 月 1 4 日(水) 午後 2 時から
場 所 健康福祉会館 2 階 健康教室

1. 開会

2. 委嘱書の交付

3. 副市長あいさつ

4. 会長あいさつ

5. 令和 7 年度国民健康保険料率の諮問

6. 議 題

議第 1 号 令和 7 年度国民健康保険料の料率（案）について

資料 1

7. その他

保健事業について

資料 2

8. 閉会

令和7年度 第1回中津川市国民健康保険運営協議会 座席表

会場：健康福祉会館 2階 健康教室

※敬称略

入
口

傍 聴 席

市民保険課 係長 水野	市民保険課 係長 佐々木	市民保険課 保健師 荻野
-------------------	--------------------	--------------------

市民部 次長 安江	市民部 部長 張山	市民保険課 課長 熊谷	市民保険課 課長補佐 原
-----------------	-----------------	-------------------	--------------------

トヨダ マサヤス
13 豊田 正康
スズキ アキラ
11 鈴木 昭
イマイ フミオ
10 今井 文夫
マツバラ サトシ
8 松原 聡
カツ ミネオ
7 勝 峰雄

タニグチ ヨウイチロウ
4 谷口 陽一郎
ミウラ カツヨシ
3 三浦 克良
フルヤ シンゴ
2 古谷 慎悟
イマイ シンジ
1 今井 伸二

副市長	会長 (三浦博行)
-----	--------------

国民健康保険運営協議会委員名簿

区分		氏名	住所	備 考
被保険者代表	1	今 井 伸 二	神 坂	中津川市区長会連合会
	2	古 谷 慎 悟	坂 下	中津川市区長会連合会
	3	三 浦 克 良	加子母	中津川市区長会連合会
	4	谷 口 陽一郎	駒 場	中津川市区長会連合会
保険医又は保険薬剤師代表	5	西 尾 実	中津川	恵那医師会
	6	上 田 宗	本 町	恵那医師会
	7	勝 峰 雄	中一色	中津川歯科医師会
	8	松 原 聡	苗 木	中津川市薬剤師会
公益代表	9	三 浦 博 行	花戸町	中津川市社会福祉協議会
	10	今 井 文 夫	中津川	中津川人権擁護委員協議会（新規）
	11	鈴 木 昭	中津川	中津川市民生委員児童委員協議会連合会
	12	富 田 節 子	福 岡	中津川市民生委員児童委員協議会連合会
被用者保険等 保険者代表	13	豊 田 正 康	岐阜市	全国健康保険協会岐阜支部

※敬称略

任 期 自 令和 6 年 6 月 1 日
 至 令和 9 年 5 月 3 1 日

事務局名簿

市民部長	張 山 知 宏
市民部次長	安 江 憲
市民保険課長	熊 谷 兼 章
市民保険課課長補佐	原 義 雄
市民保険課係長	佐々木 久美子
市民保険課係長	水 野 恵 里
市民保険課主任保健師	荻 野 俊

議第 1 号 令和 7 年度国民健康保険料の料率（案）について

令和 7 年度国民健康保険料の料率について、中津川市長から意見を求められたので、中津川市国民健康保険条例施行規則（平成 27 年中津川市規則第 53 号）第 2 条第 2 号の規定により、審議するものとする。

令和 7 年 5 月 1 4 日提出

中津川市国民健康保険運営協議会長

【料率案】

基礎賦課額の所得割	7. 0 7 %
基礎賦課額の均等割額（一人当り）	2 9, 8 0 0 円
基礎賦課額の平等割額（一世帯当り）	2 0, 4 0 0 円
後期高齢者支援金等賦課額の所得割	2. 7 9 %
後期高齢者支援金等賦課額の均等割額（一人当り）	1 1, 4 0 0 円
後期高齢者支援金等賦課額の平等割額（一世帯当り）	7, 7 0 0 円
介護納付金賦課額の所得割	2. 2 1 %
介護納付金賦課額の均等割額（一人当り）	1 1, 3 0 0 円
介護納付金賦課額の平等割額（一世帯当り）	5, 7 0 0 円

令和 7 年度国民健康保険料の料率（案）について

1. 令和7年度の国民健康保険料について

◆ 国保の財政

- ・国保の財政運営は、平成30年度から県が責任主体となり、保険給付（※1）に必要な費用は、県が各市町村へ交付し、その財源として各市町村から国民健康保険事業費納付金（以下「事業費納付金」という。）を徴収しています。

この仕組みにより、各市町村は県への事業費納付金及び保健事業など国保運営に必要な費用を保険料の必要額として決定します。

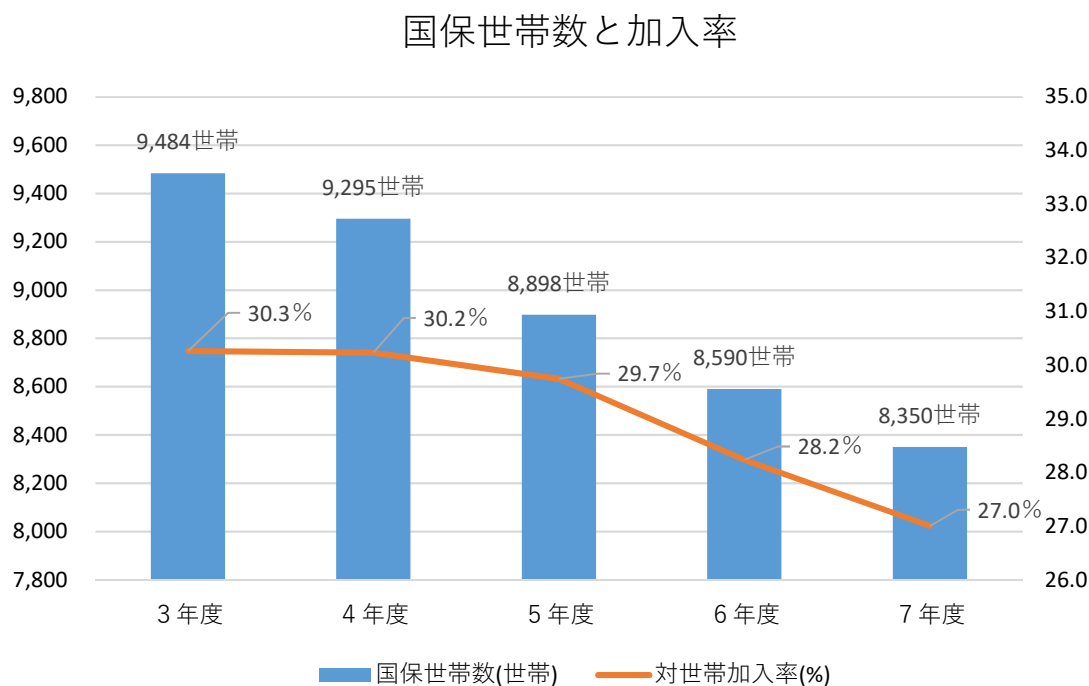
※1 被保険者が業務外で発生した病気・けが、または出産・死亡の場合に、医療を提供したり定められた各種の給付金を支給します。これを保険給付といい、医療を給付する方法を現物給付、現金を給付する方法を現金給付と呼びます。

◆ 現状と課題

- ・人口の減少や高齢化による被保険者の減少（図表1、2、3）、医療の高度化による一人当たり保険給付費の増加（図表4）が今後も続くことが見込まれるため国保財政は厳しい状況です。
- ・事業費納付金の増減を考慮しながら、安定的に国民健康保険制度を運営すること、保健事業の推進等により保険給付費を抑制することが課題となっています。

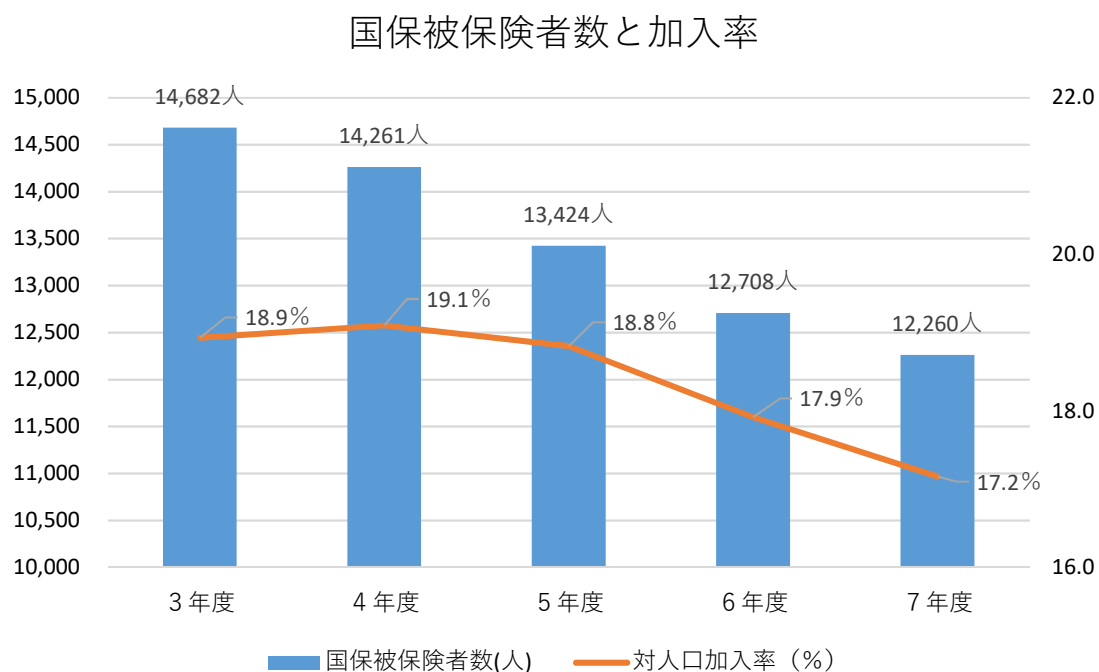
図表1 世帯数と加入率の推移

賦課期日現在 ※7年度は試算時点



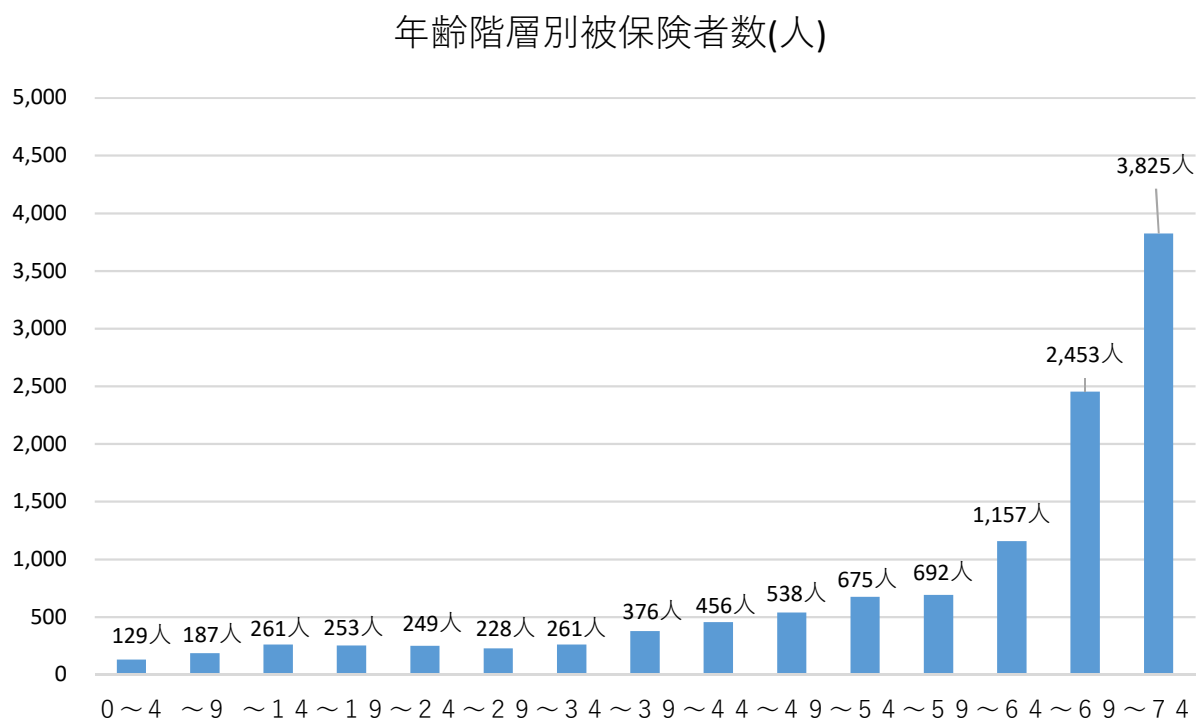
図表 2 被保険者数と加入率の推移

賦課期日現在 ※7年度は試算時点



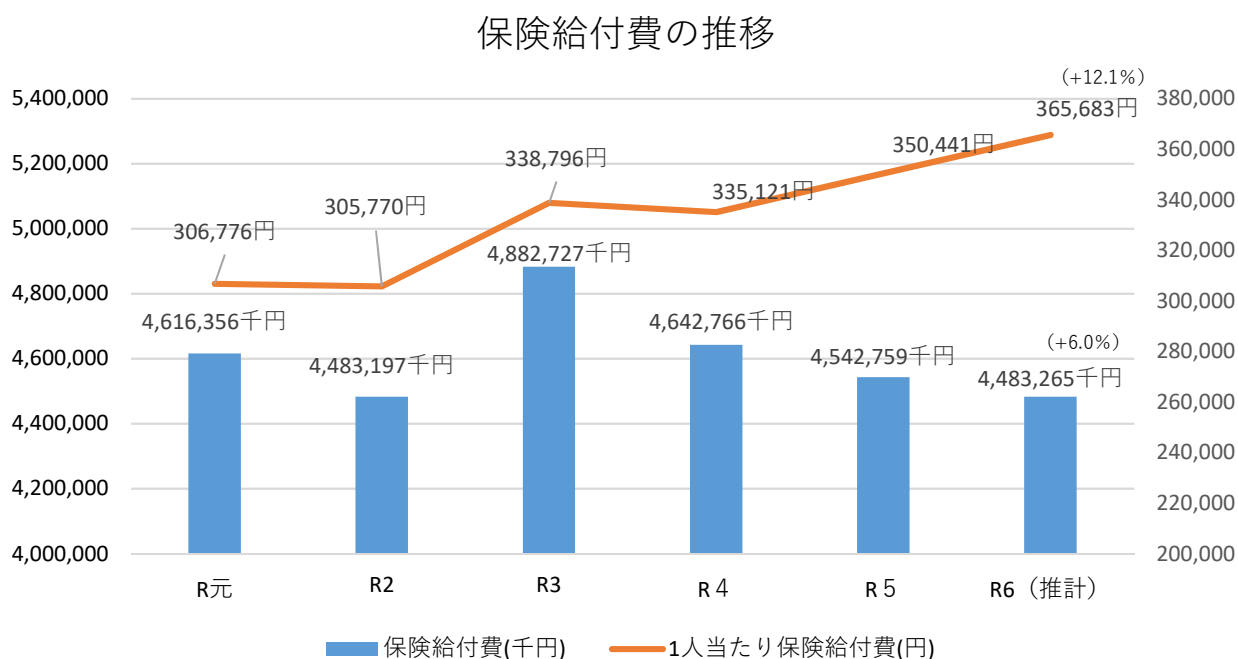
図表 3 年齢階層別被保険者

令和 7 年 4 月 1 日現在



図表 4 保険給付費総額の推移

(保険給付費÷年間平均被保険者数)



◆ 中津川市の取り組み

- ・ 保険料収納率の向上（収入の確保）
税務課と連携した滞納整理の実施、コンビニ納付・スマートフォン決済の実施、催告・納付相談の実施等
- ・ 医療費の適正化（支出の抑制）
医療費通知、後発医薬品使用促進の啓発、レセプト点検、適正受診の啓発、第三者求償等
- ・ 保健事業の推進（支出の抑制）
特定健診・保健指導の実施、生活習慣病の予防や重症化予防の実施、保険者努力支援制度の取組推進等

◆ 方 針

- ・ 国保運営に必要な保険料の必要額は、令和7年度の支出見込額から収入見込額を差し引いた額とし、収納率と被保険者数を考慮して保険料の必要賦課額を算定します。
- ・ 保険料率は保険料の必要賦課額を賄えるように決定します。

2. 令和7年度の国民健康保険料の料率について

◆料率を決定するにあたり、考慮すべき事項

①保険料水準の統一

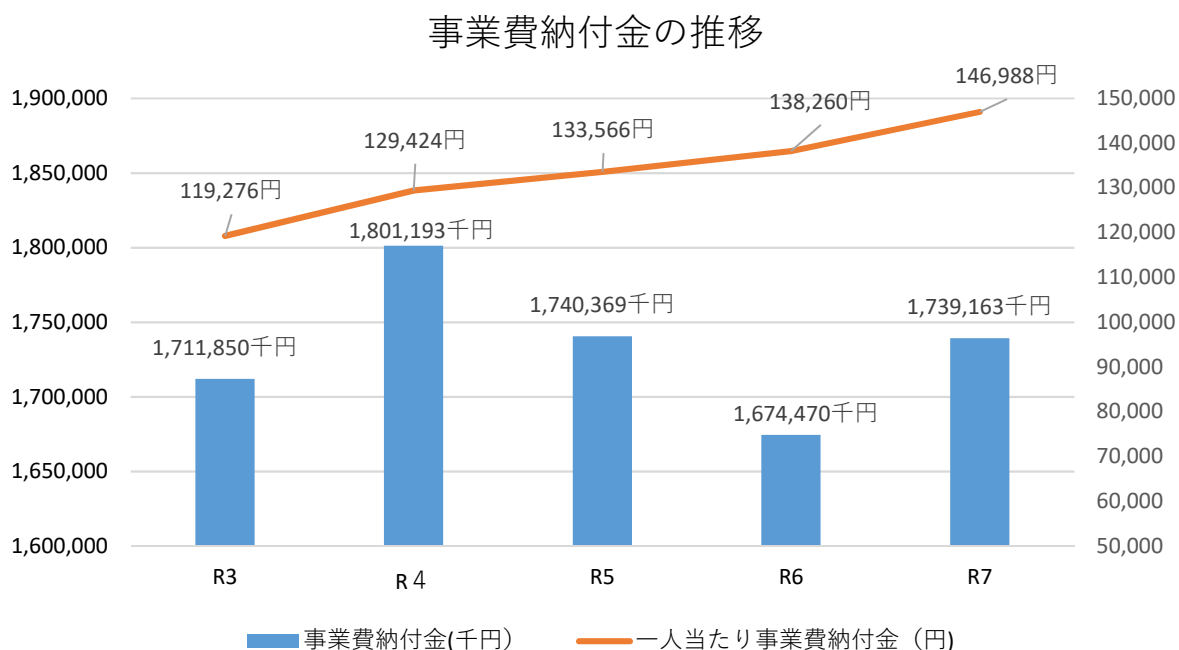
- ・岐阜県は、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、県が算定する市町村標準保険料率（※2）を、すべての市町村において同一とする保険料水準の県内統一を目指しています。
- ・令和6年度から保険料水準県下統一に向け、段階的に医療費水準の格差を反映しない事業費納付金が算定されており、医療費水準が比較的低い中津川市は、納付金への影響が懸念されます。

※2 市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の基準に基づき県が算定する値です。各市町村は、地域の事情等を勘案し、標準保険料率を基に、保険料率を決定しています。

②事業費納付金

- ・令和7年度の事業費納付金は、医療給付費等の伸び率を受け、全体の医療給付費の見込みなどから 1,739,163 千円と前年度に比べ約 3.9%、64,693 千円の増加となっております。また、被保険者数の減少により一人当たりの納付金額も、前年度に比べ 8,728 円増加しております。（図表5）

図表5 事業費納付金の推移



③市町村標準保険料率

- ・被保険者数の減少や国の交付金見込額の減少、後期高齢者支援金の増加などにより、県が示す令和7年度市町村標準保険料率は、現行の中津川市の保険料率（※令和6年度）よりも高い値が示されました。

これは、必要となる保険料が令和6年度の保険料率では不足している状況を示しています。（図表6）

図表6 令和7年度市町村標準保険料率（令和6年の保険料率との比較）

市町村標準保険料率	所得割	均等割	平等割
医療給付費分 現行保険料（R6）との比較	7.56% +0.91	32,461 円 +4,561 円	22,153 円 +3,253 円
後期高齢者支援金等分 現行保険料（R6）との比較	2.81% +0.03	11,900 円 +600 円	8,121 円 +521 円
介護納付金分 現行保険料（R6）との比較	2.22% ±0.01	11,332 円 +32 円	5,778 円 +78 円
合計 現行保険料（R6）との比較	12.59% +0.95	55,693 円 +5,193 円	36,052 円 +3,852 円

④国民健康保険基金

- ・国民健康保険事業の財政安定化のため、予期せぬ給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、国民健康保険基金を設置しています。
- ・令和5年度までは、令和6年度から順次実施される保険料水準県下統一に伴う、一人当たりの事業費納付金の増加による保健事業等の財源不足に充てることを目的として積み増してきました。
- ・令和6年度は激変緩和の目的で基金200,000千円を取り崩しました。

⑤子ども・子育て支援金制度の創設（施行日：令和8年4月1日）

- ・国は、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することを決定しました。
- ・医療保険者は令和8年度保険料から、被保険者から徴収する保険料に納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を上乗せして徴収することになりますので、令和8年度保険料は大幅に増加することが予想されます。

◆令和7年度の保険料の必要額

(単位：円)

歳入の状況	令和6年度決算見込額	令和7年度予算額
国民健康保険料	1,298,109,002	(調整後保険料必要額) (滞納繰越分) 68,730,000
手数料	161,176	200,000
国庫支出金	3,125,000	10,052,000
療養給付費交付金	0	1,000
県支出金	4,605,518,022	5,877,307,000
財産収入	1,707,166	4,690,000
繰入金	666,921,318	558,240,000 (国民健康保険基金)
繰越金	336,857,362	58,670,000
諸収入	5,913,603	8,486,000
歳入合計	6,918,312,649	6,586,376,000

歳出の状況	令和6年度決算見込額	7年度予算額
総務費	150,537,798	191,356,000
保険給付費	4,483,264,508	5,809,300,000
県事業費納付金	1,674,469,611	1,739,164,000
保健事業費	77,055,120	130,399,000
諸支出	33,196,823	93,988,000
予備費	0	5,000,000
歳出合計	6,418,523,860	7,969,207,000

(令和7年度予算額)

(歳入)

(歳出)

歳入歳出差引額	歳入見込 6,586,376,000	歳出見込 7,969,207,000	保険料必要額 1,382,831,000
---------	-----------------------	-----------------------	-------------------------

◆試算【令和7年度保険料の必要賦課額】

- 1) 事業費納付金及び国民健康保険事業に係る費用（保健事業費、出産育児一時金など）の支出見込額から県支出金、繰入金などの収入見込額を差し引いた額が保険料の必要額となります。

$$\begin{array}{rcl} \text{支出見込額} & - & \text{収入見込額} \\ 7,969,207 \text{ 千円} & & 6,586,376 \text{ 千円} \\ \hline & & \text{保険料必要額} \\ & & 1,382,831 \text{ 千円} \end{array}$$

- 2) 一人当たりの事業費納付金が増加し、今後も増加が見込まれることや、市町村標準保険料率が令和7年度も高い値が示されたことに加え、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が徴収されることで、次年度の保険料率の急激な増加が懸念されることから、激変緩和措置として国民健康保険基金を保険料必要額に充てることとします。

$$\begin{array}{rcl} \text{保険料必要額} & - & \text{国民健康保険基金} \\ 1,382,831 \text{ 千円} & & 150,000 \text{ 千円} \\ \hline & & \text{調整後保険料必要額} \\ & & 1,232,831 \text{ 千円} \end{array}$$

- 3) 保険料必要額を確保するため、収納率と被保険者数の増減を見込んだ額を保険料の必要賦課額とします。

$$\begin{array}{rclcl} \text{調整後保険料} & & & & \text{国保被保険者数} \\ \text{必要額} & \div & \text{収納見込率} & \div & \text{増減見込率} \\ 1,232,831 \text{ 千円} & & 93.5\% & & 96.4\% \\ \hline & & & & \text{●保険料の} \\ & & & & \text{必要賦課額} \\ & & & & 1,367,776 \text{ 千円} \end{array}$$

◆令和7年度保険料率

上記により算出した、保険料の必要賦課額を徴収するため、令和7年度保険料率は、次のとおりとしました。

区分	令和7年度	令和6年度
医療給付費分	所得割 7.07% 均等割 29,800 円 平等割 20,400 円 限度額 660,000 円	所得割 6.65% 均等割 27,900 円 平等割 18,900 円 限度額 650,000 円
後期高齢者支援金等分	所得割 2.79% 均等割 11,400 円 平等割 7,700 円 限度額 260,000 円	所得割 2.78% 均等割 11,300 円 平等割 7,600 円 限度額 220,000 円
介護納付金分	所得割 2.21% 均等割 11,300 円 平等割 5,700 円 限度額 170,000 円	所得割 2.21% 均等割 11,300 円 平等割 5,700 円 限度額 170,000 円
合計	所得割 12.07% 均等割 52,500 円 平等割 33,800 円 1人当たり 111,650 円 (5,821 円増) 1世帯当たり 163,931 円 (7,368 円増)	所得割 11.64% 均等割 50,500 円 平等割 32,200 円 1人当たり 105,829 円 1世帯当たり 156,563 円

◆賦課保険料の試算

<医療分>

(本算定賦課時点における資格者のみ 7年度は試算)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総世帯数	9,484 世帯	9,295 世帯	8,898 世帯	8,590 世帯	8,350 世帯
被保険者数	14,682 人	14,261 人	13,424 人	12,708 人	12,260 人
基準総所得金額	9,105,519,928 円	9,230,403,651 円	8,377,590,635 円	9,046,553,863 円	9,104,226,729 円
固定資産税額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
所得割率	6.64%	6.89%	6.65%	6.65%	7.07%
資産割率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
均等割額	28,500 円	28,500 円	27,900 円	27,900 円	29,800 円
平等割額	19,400 円	19,700 円	18,900 円	18,900 円	20,400 円
賦課保険料	990,007,000 円	1,017,449,000 円	905,228,300 円	877,550,700 円	906,485,700 円

<後期支援分>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総世帯数	9,484 世帯	9,295 世帯	8,898 世帯	8,590 世帯	8,350 世帯
被保険者数	14,682 人	14,261 人	13,424 人	12,708 人	12,260 人
基準総所得金額	9,105,519,928 円	9,230,403,651 円	8,377,590,635 円	9,046,553,863 円	9,104,226,729 円
固定資産税額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
所得割率	2.40%	2.49%	2.78%	2.78%	2.79%
資産割率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
均等割額	9,900 円	10,100 円	11,300 円	11,300 円	11,400 円
平等割額	7,000 円	7,000 円	7,600 円	7,600 円	7,700 円
賦課保険料	348,645,900 円	360,094,700 円	366,595,100 円	357,896,000 円	353,940,700 円

<介護分>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総世帯数	3,481 世帯	3,341 世帯	3,219 世帯	3,089 世帯	3,019 世帯
被保険者数	4,141 人	3,954 人	3,790 人	3,607 人	3,502 人
基準総所得金額	3,548,130,498 円	3,609,414,817 円	3,356,886,820 円	3,464,425,657 円	3,613,022,859 円
固定資産税額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
所得割率	1.95%	2.19%	2.21%	2.21%	2.21%
資産割率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
均等割額	11,000 円	11,200 円	11,300 円	11,300 円	11,300 円
平等割額	5,700 円	5,700 円	5,700 円	5,700 円	5,700 円
賦課保険料	112,382,200 円	118,856,300 円	112,697,100 円	109,430,700 円	108,397,300 円

<全体分>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
賦課保険料総額	1,451,035,100 円	1,496,400,000 円	1,384,520,500 円	1,344,877,400 円	1,368,823,700 円
1世帯当たり保険料	152,998 円	160,990 円	155,599 円	156,563 円	163,931 円
1人当たり保険料	98,831 円	104,930 円	103,138 円	105,829 円	111,650 円

保健事業について

1. 特定健診・30代健診について

【概要】

特定健診とは、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的として、メタボリックシンドロームに着目した検査を行う健診です。対象は国保に加入している年度末年齢40～74歳の方です。また、中津川市では国保に加入している30代の方に対しても、特定健診と同じ項目を検査する30代健診を実施しています。

【R6年度の実績】

令和6年度の特定健診受診率は4月時点で35.1%と、令和5年度の同じ時期の受診率32.6%よりも上昇しました。受診率が向上した要因の1つとして、業者と連携して対象者の特性に応じた受診勧奨はがきを送付したことが挙げられます。

また30代健診についても、8月時点での未受診者に対して受診勧奨はがきを送ったことで受診者数が増加し、令和6年度は令和5年度の受診率を上回る見込みです。

〈特定健診の状況〉

	R3年度	R4年度	R5年度
対象者	10,825人	10,052人	9,428人
受診者数	4,070人	3,963人	3,732人
受診率	37.6%	39.4%	39.6%

〈30代健診の状況〉

	R3年度	R4年度	R5年度
対象者	765人	748人	663人
受診者数	99人	113人	96人
受診率	12.9%	15.1%	14.5%

【R7年度の取組】

受診率向上の効果が高かった受診勧奨はがきについては、令和7年度も引き続き行います。

また特定健診の集団健診・30代健診において新たに尿中塩分測定と尿ナトリウム比測定の検査項目を追加します※。これらの項目は、中津川市の健康課題である高血圧の予防に有効とされています。検査結果が基準を超える方への指導やデータ分析による地区の状況把握を通して高血圧対策に取り組みます。

※追加する検査項目に関する説明

尿中塩分測定	尿中ナトリウム排泄量から推定食塩摂取量を調べる検査。
尿ナトカリ比測定	ナトリウム（食塩）とカリウム（野菜等）の摂取バランスを調べる検査。食塩を摂りすぎて野菜や果物が不足すると、ナトカリ比の数値が高くなります。野菜等に多く含まれるカリウムは、余分な塩分を体外に出して血圧を下げると言われているため、高血圧の予防・改善に効果的な指標とされています。

2. 情報提供事業について

【概要】

情報提供事業とは、生活習慣病で治療中の国保被保険者について、医療機関で受けた検査の結果を、医療機関を通して市に提供いただくことで特定健診を受診したとみなすことができる事業です。

【R6 年度の実績】

令和 6 年度の提供率は 12.1%と、令和 5 年度の提供率 11.1%より上昇しました。しかし、R 3 年度と比べると提供率は減少しており、提供率の向上が課題となっています。

〈情報提供事業の状況〉

	R 3 年度	R 4 年度	R5 年度
対象者	1,260 人	2,413 人	2,046 人
提供者	207 人	286 人	227 人
提供率	16.4%	11.9%	11.1%
医療機関数	55 医療機関	56 医療機関	56 医療機関

【R7 年度の取組】

提供者にはインセンティブとして粗品を配布するなど、提供率の向上に努めます。